

熊本県福祉総合相談所給食会議に係る要項

- 1 熊本県福祉総合相談所における給食提供について関係者が意見交換することにより、給食の充実等を図り入所児童及び女性等の福祉の増進を図ることを目的として、熊本県福祉総合相談所給食会議（以下「給食会議」という。）を設置する。
- 2 給食会議は、全体会議と連絡会議とする。
 - (1) 全体会議では、次の事項等を協議する。
 - ア 給食委託業者の備品に関する事項
 - イ その他福祉総合相談所長が必要と認める事項
 - (2) 連絡会議では、次の事項等を協議する。
 - ア 2か月間の問題事例
 - イ 給食に関しての業者への要望事項
 - ウ その他連絡会議の構成員が必要と認める事項
- 3 給食会議の構成員は次のとおりとする。
 - ア 全体会議
 - ・福祉総合相談所長
 - ・福祉総合相談所次長
 - ・中央児童相談所長
 - ・女性相談課長
 - ・一時保護課長
 - ・女性相談課 担当者
 - ・一時保護課 担当者
 - ・委託業者
 - イ 連絡会議
 - ・女性相談課長
 - ・一時保護課長
 - ・女性相談課 担当者
 - ・一時保護課 担当者
 - ・委託業者
- 4 給食会議は次のとおり開催する。ただし、必要な場合は臨時的給食会議を開催する。
 - (1) 全体会議は、9月、3月に行う。
 - (2) 連絡会議は、5月、7月、11月、1月に行う。

付 則

この要項は、令和 6年 2月 1日から施行する。